

## 意見書案第 8 号

### 動物を虐待から守るための法整備を求める意見書

国は動物の殺処分を減らし、最終的にゼロを目指す取り組みを推進しているが、様々な形で飼い主（個人、団体、業者）による虐待が行われ、動物に苦痛を与え、生命が脅かされている現実がある。中でも、犬猫等の多頭飼育問題は周辺の生活環境に悪影響を及ぼす場合もあり、社会問題化している。

警察庁発表による動物虐待事犯の検挙事件数は、平成 23 年から令和 2 年までの 10 年間で 29 件から 102 件と 3 倍以上に増加している。昨年は 170 件と過去最高となった。

環境省は「動物虐待等に関する対応ガイドライン」や「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」を策定し、対策を強化しているが、現行の動物愛護管理法の下では、目の前で苦しんでいる動物を助けてあげたくても飼い主の同意がなければ保護はできない。刑事告発し、令状に基づく差押えであれば一時的に保護することは可能だが、必要な捜査が終了すれば飼い主に返還され、再び虐待や不適切な飼育にさらされている現状がある。

虐待を受けた動物を犯罪者から守り、人と動物がともに幸せに暮らせる社会を構築するために、公的機関が強制的に動物の緊急保護を行える法律上の制度が必要である。

については、下記の 3 項目の要望事項の実現を政府及び関係機関に求める。

#### 記

- 1 動物愛護管理法第 44 条に違反し、虐待やネグレクト、多頭飼育による飼育崩壊等が認められた場合、飼い主の同意を得ることなく、都道府県等の権限で緊急的に動物を保護できるよう法整備をすること。また、保護するに当たっての必要経費等については、飼い主に請求できるよう併せて法整備をすること。
- 2 国及び都道府県は、多頭飼育崩壊に備え施設を整備するとともに、管理運営に必要な予算措置を講じること。
- 3 ボランティア団体における野良猫の多頭飼育崩壊を防ぐためにも、法律内に地域猫活動を明記し、地域住民に対して認識を向上させるとともに、都道府県等に対して普及啓発の推進を求めるとともに、ボランティア団体等と連携し、その解決を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月21日

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
農林水産大臣 様  
経済産業大臣 様  
環境大臣 様  
福島県知事 様

福島県白河市議会議長 筒井 孝充